

学生支援緊急給付金事業について(文部科学省)・・・石川県立大学概略版

1. **概要**：今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、収入の大幅な減少によって学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、修学の継続が困難になっている学生が、修学をあきらめることのないよう、5月19日に政府で閣議決定された、現金を支給する事業です。

2. **給付額**：住民税非課税世帯の学生等：20万円、それ以外の世帯の学生等：10万円

3. **対象者**：次の①～⑥を満たした上で、経済的理由により大学での修学の継続が困難であると本学が必要性を認めた者
(留学生については、①～⑤及び⑦を満たす者)

▶① **家庭からの多額の仕送りを受けていないこと**

▶② **原則として自宅外で生活をしていること**

▶③ **生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高いこと**

▶④ **家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと**

▶⑤ **新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む)が大幅に減少(前月比50%以上減少)したこと**

▶⑥ **既存制度については、以下の条件のうちいずれかを満たすこと**

1) 高等教育の修学支援新制度(以下、新制度)の第Ⅰ区分の受給者

2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者

3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であつて、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者

4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者

5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

▶⑦ **留学生等(日本語教育機関の生徒を含む)については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすこと**(「外国人留学生学修奨励費」等と同様。)

1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が2.30以上であること

2) 1か月の出席率が8割以上であること

3) 仕送りが平均月額90,000円以下であること(入学料・授業料等は含まない。)

4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること

4. 応募の流れ・・・詳細は別紙（[学生支援緊急給付金（国の給付金制度）申請について](#)）をご覧ください

① 「[学生用の手引き](#)」を熟読、「[Q&A](#)」を参照の上、必要書類を準備:「支給対象者の要件」を満たすことを必ず確認してください。



② 申請

(1) 申請方法:本学では、文部科学省が提供予定のスマートフォンを活用した申請システムによる申請を予定しています。申請システムの詳細が決まり次第、キャンパスメート、moodle等でその旨連絡します。

(2) 申請期限:令和2年6月10日(水)まで



③ 本学が審査のうえ日本学生支援機構へ推薦:各大学に配分される推薦枠(後日通知予定)に限度があるため、申請要件を満たしても給付されない場合があります。



④ 日本学生支援機構から支給決定者の銀行口座に給付金を振込:支給決定者・不採用者への通知は決定次第、個別に連絡いたします。

【参考資料】

(1) 詳細は『学生用の手引き』をご覧ください→手引きは[こちら](#)

(2) Q&Aについては[こちら](#)

(3) 様式1・[申請書](#) 様式2・[誓約書](#) 様式3・[委任状](#)

(連絡先・提出先)

担当部署:石川県立大学事務局教務学生課

Tel:076-227-7408 Fax:076-227-7410

Mail:kyoumu@ishikawa-pu.ac.jp